

第五十一回国会 参議院 法務委員会 會議録第十二号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

三月二十九日

辞任 松野 孝一君

補欠選任 植木 光教君

三月三十日

辞任 植木 光教君

補欠選任 林屋亀次郎君

三月三十一日

辞任 林屋亀次郎君
野坂 参三君

補欠選任 松野 孝一君
須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 寛君
理事 木島 義夫君
松野 孝一君
稲葉 誠一君
山田 徹一君

委員

国務大臣

法務大臣 石井光次郎君

政府委員

法務大臣官房司 塩野 宜慶君
法制調査部長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 岸 盛二君
総局長 最高裁判所事務 幸田 治郎君
総局総務局長
事務局側 常任委員会専門 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が委員に選任されました。

○委員長(和泉寛君) まず、理事の補欠互選を行います。

去る二十九日、松野孝一君が一たん委員を辞任されましたことに伴いまして理事が一名欠員となりましたので、この際、理事の補欠互選を行いたいと思います。互選は、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、理事に松野孝一君を指名いたします。

○委員長(和泉寛君) 次に、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案並びに訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題

とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。――別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕
○委員長(和泉寛君) 多数と認め、よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕
○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、まず、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕
○委員長(和泉寛君) 多数と認め、よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕
○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、まず、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について討論を行ないます。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕
○委員長(和泉寛君) 多数と認め、よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

います。

○委員長(和泉寛君) 全会一致と認め、よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕
○委員長(和泉寛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十六分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十八日)

一、最高裁判所裁判官退職手当特例法案

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第二九三号)

第一一九三号 昭和四十一年三月十一日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願
請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四
浦田寅治郎外三十五名
紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律案
商法の一部を改正する法律案

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七百七十五條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第七百八十條第三項中「第二百三十九條第三項第五項」の下に「第六項、第二百三十九條ノ二」を加える。

第七百八十七條に次の二項を加える。

第三百四十八條第一項ノ規定ハ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定メタル場合ニ之ヲ準用ス

創立總會ニ於テ前項ノ定メタル反對シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限り其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ関スル手續ヲ履行スルコトヲ妨グズ

第七百八十八條第一項中「第七百八十五條」の下に「若ハ前條第四項を加える。

第七百八十八條第二項第五号中「額面無額面ノ別」を「並ニ」に改める。

第二百四十四條第一項を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨グズ

第二百四十四條の次に次の四條を加える。

第二百四十四條ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株主ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役会ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキハ

第一項の株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認アリタルモノト看做ス

第二百四十四條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日以内ニ同條第一項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ニ前條第一項ノ株式ノ數ヲ乗ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添附スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株式ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四十四條ノ四 前條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ売買價格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日以内ニ裁判所ニ對シ売買價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前條第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産状態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買價格トス

株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ株式ノ売買價格ガ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ売買價格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス売買價格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相当スル部分ニ付亦同ジ

第二百四十四條ノ二第三項ノ規定ハ売買價格ト供託シタル額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ナキ為

株主ガ売買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十四條ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ譲渡ハ公衆ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四十四條ノ二第二項第三項及前二條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十五條を次のように改める。

第二百四十五條 株式ヲ譲渡スニハ株式ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百四十四條第四号中「第二百四十五條ノ二」の下に「第二百四十九條第一項」を加える。

第二百四十三條から第二百四十一條までを次のように改める。

第二百四十三條 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ發行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

資本ノ額ガ額面株式一株ノ金額ニ発行済株式ノ總數ヲ乘ジタル額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百四十四條乃至第二百四十一條 削除

第二百四十二條ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受權證書」を加える。

第二百四十三條第一項中「記名式ノ株式」を「記名株式」に改め、同項第二号中「並ニ株式ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株式ヲ發行シタルトキハ其ノ株式ノ番号

第二百四十五條に次の一号を加える。

八 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六條の次に次の一條を加える。

第二百二十六條ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株式ヲ所持ヲ

欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ發行セラレタル株式アルトキハ之ヲ会社に提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株式ヲ發行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株式ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主に通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依リ記載ヲ為シタルトキハ株式ヲ發行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株式ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニモ株式ヲ發行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株式返還ノ請求ハ会社ニ對シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ株式ヲ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株式返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ對シ前項ノ規定ニ依リ株式發行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相當スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九條中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百四十五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」を削る。

第二百三十九條に次の一項を加える。

第二百三十九條ノ二 株主ハ二個以上ノ議決權ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公日ヨリ三日前ニ会社ニ對シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決權ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に「新株引受權證書」を加える。

第二百八十条ノ二第一項第五号中「新株ノ引受

権ヲ与フベキ者」を「株主ニ新株ノ引受権ヲ与フル旨」に改め、同項に次の三号を加える。

六 前号ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト
七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受権証書ヲ発行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シテ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第二百八十條ノ二第二項中「新株ノ引受権ヲ与フル」を「対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル」を「其ノ者ニ対シテ発行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十條ノ三ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十條ノ三ノ二 会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、数、発行価額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十條ノ三ノ三 前二条ノ規定ハ第二百八十條ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受権ノ目的タル株式及同条第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

前条ノ規定ハ次条第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相当スル株式及新株ノ引受権ヲ有スル者ガ第二百八十條ノ五第四項ノ規定ニ依リ基ノ權利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十條ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受権ヲ譲渡スルコトヲ得ベキトキハ其ノ旨を加える。

第二百八十條ノ五第一項中「新株ノ引受権ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シテ、」並ニ一定ノ期日」を、「一定ノ期日」に、「ヲ基ノ者」を「並ニ第二百八十條ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ」に改める。

第二百八十條ノ六の次に次の三條を加える。

第二百八十條ノ六ノ二 第二百八十條ノ二第一項第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ基ノ定ニ從ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十條ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受権証書ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権証書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
一 新株引受権証書ナル旨ノ表示
二 前条ニ掲グル事項
三 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數
四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨

第二百八十條ノ六ノ三 新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ要ス
第二百八十五條第二項及小切手法第二十一條ノ規定ハ新株引受権証書ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ六ノ四 新株引受権証書ヲ発行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受権証書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第二百八十五條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受権証書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受権証書ニ依ル申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ
第二百八十條ノ十中「若ハ無額」を削る。

第二百八十條ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受権証書」を加える。

第二百八十條ノ十四に次の一項を加える。
第二百七十五條第四項及第二百七十七條第二項ノ規定ハ新株引受権証書ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四條ノ二に次の一項を加える。
会社ノ資本ハ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトニ因リテ変更セズ

第三百四十一條ノ三に次の一号を加える。
五 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一條ノ四第二項第四号中「前条」を「前条第一号乃至第四号」に改める。
第三百四十一條ノ六中「第二百二十二條ノ五第三項」を削り、同条を第三百四十一條ノ七とし、第三百四十一條ノ五の次に次の一條を加える。
第三百四十一條ノ六 第二百二十四條ノ三第一項ノ期間内ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決權ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決權ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決權ヲ有セズ
第三百四十八條から第三百七十四條までを次のように改める。

第三百四十八條 定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定メタル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ過半數ニシテ発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為ス
前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二條第一項ノ株主モ亦議決權ヲ有ス
轉換社債ヲ発行シタル会社ハ轉換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十九條 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ定メ對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十條 第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株式ヲ總會ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株式ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百四十八條第一項ノ定メ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第三百七十八條ノ規定ハ第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十一條乃至第三百七十四條 削除
第四百八條に次の二項を加える。
合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依リニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其ノ会社ニ付亦同ジ
前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加える。
第四百十二條第一項及び第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手續ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加える。

第四百十六條に次の一項を加える。
第三百五十條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十條ノ六」の下に「第二百八十條ノ六ノ二」を、「株式申込証」の下に「新株引受権証書」を加え、同項第十六號を次のように改める。
十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株式ヲ寄託セザルトキ

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行

知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百四十八條第一項ノ定メ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第三百七十八條ノ規定ハ第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十一條乃至第三百七十四條 削除
第四百八條に次の二項を加える。
合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依リニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其ノ会社ニ付亦同ジ
前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加える。
第四百十二條第一項及び第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手續ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加える。

第四百十六條に次の一項を加える。
第三百五十條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十條ノ六」の下に「第二百八十條ノ六ノ二」を、「株式申込証」の下に「新株引受権証書」を加え、同項第十六號を次のように改める。
十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株式ヲ寄託セザルトキ

する。ただし、商法第八十八條第二項第五号、第二百五條、第二百三十三條から第二百三十一條まで、第二百三十三條第一項、第二百二十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六号の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一條ノ六の改正規定、同法第三百四十一條ノ七とし、同法第三百四十一條ノ五の次に一條を加える改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の商法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法(以下「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 昭和四十二年四月一日前における株式の移転又は株式の取得については、同日以後も、なお旧法第二百五條及び第二百二十九條の規定を適用する。ただし、同日以後の株式の占有につき新法第二百五條第二項の規定を適用することを妨げない。

4 昭和四十二年四月一日前に発行された株式を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整齊につき調査をしなかつた場合においても、新法第二百二十九條の規定の適用については、その調査をしなかつたことをもつて、悪意又は重大な過失があつたものとする。ことはできない。

5 新法第二百三十九條第六項及び第二百三十九條ノ二の規定(新法第八十條第三項及び第四百十三條第三項において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日から起算して二週間内の日を会日とする株主総会又は創立総会における議決権の行使については、適用しない。

6 この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、その新株の発行に關しては、この法

律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第二百八十八條ノ二第二項の決議において定めた株式の発行に關しても、同様とする。

7 新法第三百四十一條ノ六第二項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の日前であるときは、適用しない。

(非訟事件手続法の一部改正)

8 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項中「第七十八條の下に」を「第二百四十一條ノ二」を加える。

第二百六十六條第二項中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二」に改める。

第二百六十六條第三項中「同法」の下に「第三百四十九條第二項及び」を加え、同条の次に一條を加える。

第二百六十六條ノ七 商法第二百四十一條ノ二第一項(同法第二百四十一條ノ五に於て準用する場合を含む。)ノ規定ニ依リ申請ニ對スル裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ競売若クハ公定ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役會ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聴クベシ

第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四及ビ第二百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キテ準用ス

第二百三十五條ノ九第一項中「第三百三十二條ノ六」を「第三百三十二條ノ七」に改める。

(有限会社法の一部改正)

9 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項から第五項までを次のように改め、同条第六項、第七項及び第八項後段を削る。

社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員總會ノ承認ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ對シ譲渡ノ

相手方及譲渡サントスル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ社員總會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四十一條ノ二第二項後段第三項、第二百四十一條ノ三第一項乃至第三項及第二百四十一條ノ四ノ規定ヲ準用ス

社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公定ニ因リ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ對シ取得シタル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スルコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第六十三條第二項中「第十九條及」を削る。

第六十三條第三項中「第四百八條」を「第四百八條第一項乃至第三項、第四百八條ノ二」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九條第二項(同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は買入れについては、なお従前の例による。

(外資に關する法律の一部改正)

11 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二第二項中「新株の引受權に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられたを」を「与えられた」に改め、同条第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改める。

(株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律の一部改正)

12 株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、並びに一定の期日を「一

定の期日」に改め、「失うべき旨」の下に「並びに株主の請求により新株引受權證書を発行すべき旨を定めたときは、その旨」を加え、同条第二項中「株式申込証」の下に「又は新株引受權證書」を、「第二百八十八條ノ六」の下に「又は第二百八十八條ノ六ノ二第二項」を加える。

第九條第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同条の次に一條を加える。

(新株引受權證書)

第九條の二 前条第一項の新株の引受權については、第三條第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受權證書を発行すべき旨を定めることができる。

第十條中「前条の規定により」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限に關する法律の一部改正)

13 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限に關する法律(昭和二十六年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十四條の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役會が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に關係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に關係のある者に譲渡しなければならぬ旨をあわせて定めることができる。

第二條第一項中「前条第二項」を「前条」に改め、同条第二項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加え、「前条第二項」を「前条」に改める。

第三條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同項及び同条第二項」を「同条」に、「株式の譲渡

の制限に關する規定を「定め」に改める。

第四條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同條第二項」を「同條」に改める。
(公社更生法の一部改正)

14 公社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項中「第二百八十條ノ十四」を「第二百八十條ノ十四第一項」に改め、同條第四項後段中「この場合において」の下に「同條第一項中「株主」とあるのは、「更生債權者、更生担保權者又は株主」とを加える。
(商業登記法の一部改正)

15 商業登記法(昭和三十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一條を加える。
(株式の譲渡制限の登記)

第八十六條の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。
第九十條に次の一號を加える。

五 商法第四百八條第四項の場合には、同法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、売春防止法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外十四名発議)

売春防止法の一部を改正する法律案

売春防止法の一部を改正する法律

第五條に次の一項を加える。

2 前項の行為をする者に対しその行為に応じ、売春の相手方となることを承諾し、又は売春の相手方となる目的で売春をするように勧誘

した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六條に次の一項を加える。
3 売春の相手方となる目的で、売春の周旋に応じ、又は売春の周旋を依頼した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七條第一項及び第八條第二項中「親族關係」を「親族、業務、雇用その他の特殊な關係」に改める。

第十二條中「人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせること」を「人に売春をさせること」に改める。

第十五條中「第六條」を「第六條第一項若しくは第二項」に改める。

第十六條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第十七條第一項中「第五條」を「第五條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

第十八條に次のただし書を加える。
ただし、裁判所は、第二十三條の二の規定により、二回に限り、これを更新することができる。

第十九條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第二十二條第一項中「補導処分」に付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため「補導処分」に付された者を婦人補導院に收容するため」に改め、同條第二項中「補導処分の言渡を受けた者を」補導処分に付された者に改める。

第二十三條の次に次の四條を加える。
(補導処分の期間の更新)

第二十三條の二 婦人補導院の長は、婦人補導院に收容されている者の補導処分の期間が満了する場合において、その者がまだ社会生活に適応する状態に達していないと認めるとき又はその者の更生の妨げとなる心身の障害があると認めるときは、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方裁判所に対して、補導処分の期間を更新する決定を申請することができる。

2 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の婦人補導院の職員の見解をきかなければならない。

3 裁判所は、本人が第一項の状況にあると認めるときは、補導処分の期間を更新する決定をしなければならない。この場合においては、裁判所は、本人又はその代理人の見解をきかなければならない。

(抗告)
第二十三條の三 補導処分の期間を更新する決定に対しては、本人又はその代理人から、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、代理人は、本人の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定で、執行を停止することができる。

第二十三條の四 抗告を棄却した決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、本人又はその代理人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告については、前條第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

(その他の事項)
第二十三條の五 この法律に定めるもののほか、補導処分の期間の更新に關して必要な事項は最高裁判所規則で定める。

第三十二條第二項中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第三十五條を次のように改める。
(婦人相談員)

第三十五條 都道府県、政令で定める市及び特別区は、婦人相談員を置かなければならない。

2 前項の市以外の市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見

に努め、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。
4 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行なうのに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事、市長又は特別区の区長が任命する。

5 婦人相談員は、非常勤とする。ただし、特に必要がある場合には、常勤とすることができる。第三十八條の見出しを「(都道府県等の支弁)」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 市及び特別区は、その設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。
第四十條第二項を次のように改める。
国は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

一 都道府県が第三十八條第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八、第三十五條第一項の市及び特別区が第三十八條第二項の規定により支弁した費用の十分の五
第四十條第二項中「市」を「第三十五條第一項の市以外の市」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、売春防止法第三十五條、第三十八條及び第四十條の各改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の施行前にした改正前の売春防止法第五條の違反行為を原因とする補導処分の期間については、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にした改正後の同法第五條第一項の違反行為をもその原因とす

る補導処分期間については、この限りでない。

3 地方自治法昭和二十二年法律第六十七号の
一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項各号列記以外の部分中
「第十二号」を「第十二号の二」に改め、同項第十
三号中「、兎春防止」を削り、同項第十二号の次
に次の一号を加える。
十二の二 兎春防止に関する事務を行なうこ
と。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約一千万円の見
込みである。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、借地法等の一部を改正する法律案
借地法等の一部を改正する法律案

借地法等の一部を改正する法律案

(借地法の一部改正)

第一条 借地法(大正十年法律第四十九号)の一
部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条ノ二 防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利
用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ現ニ
借地権ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有
ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタル場
合ニ於テ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨
ノ借地条件ノ変更ニ付当事者間ニ協議調ハザ
ルトキハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ其ノ借
地条件ヲ変更スルコトヲ得
増改築ヲ制限スル旨ノ借地条件ガ存スル場合
ニ於テ土地ノ通常ノ利用上相当トスベキ増改
築ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所
ハ借地権者ノ申立ニ因リ其ノ増改築ニ付テノ
土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ
与フルコトヲ得

裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為ス場合ニ於テ当事
者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ他
ノ借地条件ヲ変更シ、財産上ノ給付ヲ命ジ其
ノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ前三項ノ裁判ヲ為スニハ借地権ノ残
存期間、土地ノ状況、借地ニ関スル従前ノ經
過其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

借地権者ガ更ニ借地権ヲ設定シタル場合ニ於
テ必要アルトキハ裁判所ハ後ノ借地権者ノ申
立ニ因リ其ノ者ノ借地権及前ノ借地権者ノ借
地権ニ付第一項乃至第三項ノ裁判ヲ為スコト
ヲ得

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ
外第一項乃至第三項又ハ前項ノ裁判ヲ為ス前
鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条中「前七条」を「第二条乃至前条」に
改め、同条の次に次の三条を加える。

第九条ノ二 借地権者ガ賃借権ノ目的タル土地
ノ上ニ存スル建物ヲ第三者ニ譲渡セントスル
場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得シ又ハ
転借スルモ賃貸人ニ不利ナル虞ナキニ拘ラ
ズ賃貸人ガ其ノ賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ承諾
セザルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ
賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得
此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル
為必要アルトキハ賃借権ノ譲渡若ハ転貸ヲ条
件トスル借地条件ノ変更ヲ命ジ又ハ其ノ許可
ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得

裁判所ハ前項ノ裁判ヲ為スニハ賃借権ノ残存
期間、借地ニ関スル従前ノ経過、賃借権ノ譲
渡又ハ転貸ヲ必要トスル事情其ノ他一切ノ事
情ヲ考慮スルコトヲ要ス

第一項ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所ガ定
ムル期間内ニ賃貸人ガ自ら建物ノ譲渡及賃借
権ノ譲渡又ハ転貸ヲ受クベキ旨ノ申立ヲ為シ
タルトキハ裁判所ハ同項ノ規定ニ拘ラズ相当
ノ対価及転貸ノ条件ヲ定メテ之ヲ命ズルコト
ヲ得此ノ裁判ニ於テハ当事者双方ニ對シ其ノ
義務ヲ同時ニ履行スベキコトヲ命ズルコトヲ

得
前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタルト
キ又ハ不適法トシテ同項ノ申立ノ取下アリタ
ルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項
ノ申立ハ当事者ノ合意アルニ非ザレバ之ヲ取
下グルコトヲ得ズ

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ
外第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員
会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条ノ三 第三者ガ賃借権ノ目的タル土地ノ
上ニ存スル建物ヲ譲渡又ハ公売ニ因リ取得シ
タル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得ス
ルモ賃貸人ニ不利ナル虞ナキニ拘ラズ賃貸
人ガ其ノ賃借権ノ譲渡ヲ承諾セザルトキハ裁
判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾
ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於
テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルト
キハ借地条件ヲ変更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命
ズルコトヲ得

前条第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立ア
リタル場合ニ之ヲ準用ス
第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二
月内ニ限り之ヲ為スコトヲ得民事調停法(昭
和二十六年法律第二百二十二号)第十九条ノ
規定ハ同条ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立
ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九条ノ四 第九条ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人
ト賃貸人トノ間ニ、前条ノ規定ハ土地ノ転借
人ヨリ譲渡又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル
第三者ト賃貸人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ賃貸
人ガ第九条ノ二第三項(前条第二項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転貸人
ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十一条中「第八条」を「第八条ノ二、第九
条ノ二(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)」に改める。
第十二条に次の二項を加える。
地代又ハ借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハ
ザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正
當トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト
認ムル地代又ハ借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ
其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒ
タル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年ノ割ノ割
合ニ依リ支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フ
コトヲ要ス
地代又ハ借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハ
ザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正
當トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト
認ムル地代又ハ借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ
得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ
支払ヲ受ケタル額ガ正當トセラレタル地代又
ハ借賃ヲ超過ルトキハ超過額ニ一年ノ割ノ割
合ニ依リ受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還
スルコトヲ要ス
本則中第十四条の次に次の十五条を加える。
第十四条ノ二 第八条ノ二第一項、第二項若ハ
第五項、第九条ノ二第一項(第九条ノ四ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条
ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)又ハ第九条ノ三第一項(第九条ノ四
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定メタル事件
ハ借地権ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判
所ノ管轄トス但シ当事者ノ合意アリタルトキ
ハ其ノ所在地ノ簡易裁判所ノ管轄スルコト
ヲ妨グズ
第十四条ノ三 特別ノ定アル場合ヲ除キ前条ノ
事件ニ関シテハ非訟事件手続法(明治三十
一年法律第十四号)第一編ノ規定ヲ準用ス但
シ同法第六條、第七條、第十五條及第三十二
條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ
本法ニ定ムルモノノ外前条ノ事件ニ関シ必要
ナル事項ハ最高裁判所ノ之ヲ定ム
第十四条ノ四 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避
ニ関スル民事訴訟法(明治二十三年法律第二
十九号)ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ
準用ス
第十四条ノ五 鑑定委員会ハ三人以上ノ委員ヲ

以テ之ヲ組織ス
鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所
之ヲ指定ス但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ
者ニ就キ之ヲ指定スルコトヲ得
一 地方裁判所ガ特別ノ知識経験アル者其ノ
他適當ナル者ノ中ヨリ毎年予メ選任シタル
者

二 当事者ガ合意ニ依リ選定シタル者
鑑定委員ニハ最高裁判所ノ定ムル旅費、日当
及宿泊料ヲ支給ス

第十四条ノ六 裁判所ハ審問期日ヲ開キ当事者
ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

第十四条ノ七 裁判所ハ職權ヲ以テ事實ノ探知
ヲ為シ及職權ヲ以テ又ハ申出ニ因リ必要ト認
ムル証拠ヲ調ヒ得ベシ

第十四条ノ八 裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハ
審問期日ニ於テ其ノ旨ヲ宣言スベシ

第十四条ノ九 第八條ノ二第一項乃至第三項若
ハ第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ
於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九
條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ
四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニ對シ
テハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ
二週間トス

前項ノ裁判ハ確定スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ
生ゼズ
第十四条ノ十 前條第一項ノ裁判ハ當事者又ハ
最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人ニ對シ
其ノ効力ヲ有ス

第十四条ノ十一 第八條ノ二第三項若ハ第五
項、第九條ノ二第三項(第九條ノ三第二項及
第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ
第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用ス
ル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモ
ノハ強制執行ニ關シテハ裁判上ノ和解ト同一
ノ効力ヲ有ス

第十四条ノ十二 第九條ノ二第一項(第九條ノ
四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ハ其ノ
効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地權者ガ建物ノ
譲渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此
ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮
スルコトヲ得

第十四条ノ十三 民事訴訟法第三百六條及第
二百三條(和解ニ關スル部分ニ限ル)並ニ民
事調停法第二十條ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事
件ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十四 當事者及利害關係ヲ疎明シタ
ル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧
ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録
ノ保存又ハ裁判所ノ職務ニ支障アルトキハ此
ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規
定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十五 第十四條ノ二ノ事件ノ申立ヲ
為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料
ヲ納ムルコトヲ要ス第十四條ノ九第一項ノ裁
判ニ對スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ對スル
抗告ニ付亦同ジ

前項ノ手数料ノ額ハ借地權ノ目的タル土地ノ
価額一萬圓ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ
五十圓、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十圓
ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四条ノ十六 民事訴訟法第四百四條(第二項
中同法第八十九條乃至第九十四條ノ規定ヲ準
用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九條ノ二第四
項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)
第二条 借家法(大正十年法律第五十號)の一部
を次のように改正する。

第七條に次の二項を加える。
借賃ノ増額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキ
ハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正當トスル
裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借
賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シ

タル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アル
トキハ不足額ニ一年ノ割合ニ依リ支払期後
ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

借賃ノ減額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキ
ハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額を正當トスル
裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借
賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ
確定シタル場合ニ於テ既ニ支払フ受ケタル額
ガ正當トセラレタル借賃ヲ超ユルトキハ超過
額ニ一年ノ割合ニ依リ受領ノ時ヨリノ利息
を附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第七條の次に次の一條を加える。
第七條ノ二 居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ
相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ當
時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為サザルモ賃借人ト
事實上夫婦又ハ養親子ト同様ノ關係ニ在リタ
ル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ權利義務
ヲ承継ス但シ相続人ナクシテ死亡シタルコ
トヲ知リタル後一月内ニ賃借人ニ對シ反對ノ
意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃借關係ニ
基キ生ジタル債權又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依
リ賃借人ノ權利義務ヲ承継シタル者ニ歸屬ス
(建物保護に關する法律の一部改正)

第三条 建物保護に關する法律(明治四十二年法
律第四十號)の一部を次のように改正する。
第一条第二項を削る。

第二条中「前條第一項」を「前條」に改める。
(民法の一部改正)

第四条 民法(明治二十九年法律第八十九號)の
一部を次のように改正する。
第二編第四章中第二百六十九條の次に次の一
條を加える。

第二百六十九條ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範
圍ヲ定メ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上權ノ
目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ設定行為
ヲ以テ地上權ノ行使ノ為メニ土地ノ使用ニ制
限ヲ加フルコトヲ得

前項ノ地上權ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ收益
ヲ為ス權利ヲ有スル場合ニ於テモ其權利又ハ
之ヲ目的トスル權利ヲ有スル總テノ者ノ承諾
アルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於
テハ土地ノ使用又ハ收益ヲ為ス權利ヲ有スル
者ハ其地上權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行す
る。ただし、第一条(借地法第十二條の改正規
定を除く)並びに附則第二項、第三項及び第十
項の規定は、この法律の公布の日から起算して
一年をこえない箇内において政令で定める日
から施行する。

(防火地域内借地權處理法の廃止)
2 防火地域内借地權處理法(昭和二年法律第四
十號)は、廃止する。

(罹災都市借地權臨時處理法の一部改正)
3 罹災都市借地權臨時處理法(昭和二十一年
法律第十三號)の一部を次のように改正する。
第二十二條中「政令で」を「最高裁判所が」
に改める。

(採石法の一部改正)
4 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一號)
の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「地上權に關する規定」の下
に「(民法(明治二十九年法律第八十九號)第
二百六十九條ノ二(地下又ハ空間の地上權)の
規定を除く。)」を加える。
第八条第二項中「(明治二十九年法律第八十九
號)を削る。
(不動産登記法の一部改正)
5 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)
の一部を次のように改正する。
第一百一十一條に次の一項を加える。
民法第二百六十九條ノ二第一項ノ地上權ニ付
キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書
ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上權ノ目的タル
地下又ハ空間ノ上下ノ範圍ヲ記載シ若シ登記
原因ニ同條第一項後段ノ定アルトキハ之ヲ記

載スルコトヲ要ス

(経過措置等)

- 6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。
- 7 この法律による改正後の借地法第十二条第二項及び第三項並びに借家法第七条第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があつた場合には、適用しない。
- 8 この法律による改正後の借地法第十二条第二項又は借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。
- 9 この法律による改正後の借家法第七条ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。
- 10 旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

第九号中正誤

ページ 段 行 誤

一 二 終わり 伴ない 伴い

第十号中正誤

ページ 段 行 誤

一 四 二 三十九年 二十九年
一 四 末 ついて いて
二 三 八 資料 資料を